

2011年6月7日

各位

株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

みずほ銀行における『払渡(支払)期間経過後株式配当金支払業務』の
取り扱い開始について

2011年6月13日(月)より、みずほ信託銀行が株主名簿管理人業務を受託している発行会社の株主様向けサービスである「払渡(支払)期間経過後の株式配当金支払業務」について、みずほ信託銀行の本支店に加えて、みずほ銀行の本支店においても取り扱いを開始致します。

今後とも、お客さま第一主義に則り、お客さまの利便性向上と最高の金融サービスの実現に向けて、誠心誠意取り組んで参ります。

取り扱い開始業務に関する概略は以下の通りです。

1. 取り扱い開始日 : 2011年6月13日(月)
2. 取り扱い対象業務 : 払渡(支払)期間経過後の株式配当金支払業務
※払渡(支払)期間中は株式配当金領収証を指定の金融機関へ持参して、配当金をお受け取りください。
※手続日現在、みずほ信託銀行の受託ではない発行会社、配当金の除斥期間を経過した配当金につきましては原則お支払いできません。
3. 取り扱い店舗 : みずほ銀行本支店

以上